

改正個人情報保護法・横須賀市個人情報保護条例比較表（現行条例順）

改正法		(仮) 施行条例 (案)		現行条例
条項号	条文	条項号	条文	条文
第一章 総則 第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。		(趣旨) 第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。		第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
(定義) 第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。		(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。		(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
2	11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。			(1) 実施機関 市長、上下水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
2	11 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）			
				(2) 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条の規定により教育委員会がその服務について監督権限を有する者を含む。)をいう。
				(3) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。第15条の3第4号において「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。
(定義) 第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。				(4) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
2	1 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)			ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
2	1 二 個人識別符号が含まれるもの			イ 個人識別符号が含まれるもの
2	2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。			(5) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。
2	2 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの			

2	2	二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの				
2	3	この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。				(6) 要配慮個人情報 第6条第3項各号に規定する事項に関する個人情報のほか、病歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
第六十条		この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。				(7) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
第百三十二条《中略》						(8) 特定個人情報 個人情報のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
四 特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。						(9) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち特定個人情報が記録されたものをいう。
						(10) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
第六十条						(11) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。
2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。						
60	2	一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの				
60	2	二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの				
(定義)						
第二条 《中略》						
2	4	この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。				2 この条例において個人情報について「本人」とは、当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第三節 地方公共団体の施策 (地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護) 第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。				(実施機関等の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
12 2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。				
第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第一百七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。				2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
				(事業者の責務) 第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いについて適正な保護措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する本市の行う施策に協力しなければならない。
				(市民の役割) 第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。
第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。				第2章 実施機関における個人情報の取扱い (基本的制限) 第6条 実施機関は、法令又は条例、規則その他の規程の規定により所掌する事務を遂行するために必要な場合に限り個人情報を保有し、かつ、個人情報を保有するに当たってはその利用の目的をできる限り特定しなければならない。
61 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。				2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
				3 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集、保管及び利用を行ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ第25条第1項に規定する審議会の意見を聴いた上で、正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。
				(1) 思想、信条及び宗教
				(2) 人種及び民族
				(3) 犯罪歴
				(4) 社会的差別の原因となるおそれのあるもの
			(個人情報取扱事務の登録等) 第3条 市の機関（法第2条第11項第2号に掲げる地方公共団体の機関をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項（以下この条において「登録事項」という。）を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。	(個人情報取扱事務の届出) 第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
	3	1	(1) 個人情報取扱事務の名称	(1) 事務の名称
	3	1	(2) 個人情報取扱事務の目的	(2) 事務の目的
				(3) 要配慮個人情報の取扱いの有無

			(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
	3	1 (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称	
	3	1 (4) 個人情報取扱事務で取り扱う個人情報ファイルの名称（法第75条の規定により個人情報ファイル簿を作成する個人情報取扱事務にあつては、当該個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルの名称）	
	3	1 (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項	
	3	2 市の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始した日以後に登録することができる。	2 実施機関は、前項の規定により届出をした事務を廃止又は変更するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
	3	3 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿の登録事項を変更したときは、速やかに当該登録事項の登録を変更しなければならない。	
	3	4 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該登録を抹消しなければならない。	
	3		3 実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、前2項の規定にかかわらず、事務を開始し、又は変更した日以後において前2項の届出をすることができる。
	3	5 市の機関は、法第75条の規定により個人情報ファイル簿を作成する個人情報取扱事務の登録事項に係る個人情報取扱事務登録簿の登録の内容が、当該個人情報ファイル簿の記載の内容と一致するものとなるように努めなければならない。	
	3	6 次に掲げる個人情報に係る登録事項は、個人情報取扱事務登録簿に登録することを要しないものとし、取り扱う個人情報が次に掲げる個人情報のみである個人情報取扱事務については、個人情報取扱事務登録簿に登録することを要しないものとする。	4 前3項の規定に基づく事務の届出のうち、次の各号に掲げる個人情報については届出を要しない。
	3	7 (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報
	3	7 (2) 本市又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員又は職員であった者に関する個人情報であつて、専らその人事、給与、服務若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（市の機関が行う職員の採用試験に関する個人情報を含む。）	(2) 本市又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員又は職員であった者に関する個人情報であつて、専らその人事、給与、服務若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報を含む。）
	3	7 (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報	(3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報
	3	7 (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報	
	3	7 (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報であつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの	(4) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報であつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
	3	7 (6) 市の機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報であつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの	(5) 実施機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報であつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
	3	7 (7) 一般に入手し得る刊行物等から収集した個人情報	(6) 一般に入手しうる刊行物等から収集した個人情報
	3	7 (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの	(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの
(適正な取得) 第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。			(収集の制限) 第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 本人の同意があるとき。

		報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。				
69	2	四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。				
						(3) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないとき。
						(4) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているとき。
						(5) 正当な事務又は事業の実施のため必要があると実施機関が第25条第1項に規定する審議会の意見を聴いた上で認めるとき。
						2 実施機関は、前項第3号又は第5号の規定に該当して保有個人情報の目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしたときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、第25条第1項に規定する審議会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りでない。
						3 実施機関は、目的外利用等を新たに開始しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。
						第9条の2 実施機関は、保有特定個人情報を利用目的以外の目的に利用してはならない。
						2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を自ら利用することができる。
						3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を当該実施機関以外の者に提供してはならない。
		(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求) 第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。				(保有個人情報の外部提供を受ける者に対する措置要求) 第10条 実施機関は、第9条第1項ただし書の規定に基づき、保有個人情報を外部提供する場合において、必要があると認めるときは、当該外部提供を受ける者に対し、当該保有個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
		(正確性の確保) 第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。				(適正な維持管理) 第11条 実施機関は、利用目的を達成するために必要な範囲内において、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。
		(安全管理措置) 第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。				2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
66	2	前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。				
66	2	一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務				
66	2	二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務				
66	2	三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの				

66	2	四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの				
66	2	五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務				
						3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料、文化的資料又は学術研究用資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。
						4 実施機関は、前3項の規定による事務を処理させるため、個人情報管理責任者を定めなければならない。
						(オンライン結合による提供) 第12条 実施機関は、法令等に定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関以外の者が保有個人情報を随時入手し得る状態にする方法をいう。以下この条において同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。
						2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、法令等に定めがある場合を除き、あらかじめ第25条第1項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。
						3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始し、又はその内容を変更する際に、第25条第1項に規定する審議会の意見を聴くことを要しないものとする。この場合において、実施機関は、第2号に該当してオンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始し、又はその内容を変更したときは、速やかに第25条第1項に規定する審議会に報告しなければならない。
						(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
						(2) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないとき。
						(3) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとき。
						4 実施機関は、法令等に定めがある場合において、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始し、又はその内容を変更したときは、速やかに第25条第1項に規定する審議会に報告するものとする。
66	2	1号に規定あり				(委託に伴う措置) 第13条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。
						(受託者等の責務) 第14条 実施機関が前条の規定による委託を行った場合において、当該事務又は事業の全部又は一部(以下「委託事務」という。)の委託を受けたもの(実施機関以外のものから委託事務の委託を受けたものを含む。以下「受託者」という。)は、委託事務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。
						2 委託事務に従事している者(以下「委託事務従事者」という。)又は委託事務従事者であった者は、委託事務に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は委託事務の目的の範囲を超えて使用してはならない。
						(事務の委託の届出) 第14条の2 実施機関は、第13条に規定する委託を行う場合(第7条第4項各号に掲げる事務の全部又は一部の委託を行う場合を除く。)は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

				2 市長は、前項の届出を適宜取りまとめ、第 25 条第 1 項に規定する審議会に報告するものとする。
				3 実施機関は、第 1 項の規定により届け出た内容を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
	3	7	第 3 条 7 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。	(届出事項の閲覧) 第 14 条の 3 市長は、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 9 条第 3 項及び前条の規定による届出に係る事項を一般の閲覧に供するものとする。
(開示請求権) 第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。				(開示請求権) 第 15 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
67 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。)をすることができる。				2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。
				3 死者に係る保有個人情報(当該死者に係る情報提供等記録に相当する保有個人情報を除く。第 19 条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に限り開示請求をすることができる。
				(1) 死者の法定代理人であった者
				(2) 相続人(財産、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人である死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報に限る。)
				(3) 死者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び 2 親等以内の血族であった者(慰謝料請求権及び遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報に限る。)
				(4) 前 3 号に掲げる者のほか、実施機関が第 25 条第 1 項に規定する審議会の意見を聴いた上で開示請求を認めた者
(開示請求の手続) 第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「開示請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。				(開示請求の手続) 第 15 条の 2 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。
77 1 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所				(1) 開示請求をする者の氏名及び住所
77 1 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項				(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
				(3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
77 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。				2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は本人の委任による代理人であること、同条第 3 項の規定による開示請求にあっては、同項各号のいずれかに該当する者であること)を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。
77 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この節において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。				3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
(保有個人情報の開示義務) 第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のい				(保有個人情報の開示義務) 第 15 条の 3 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれ

		ずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。				ている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
						(1) 法令等の規定又は実施機関が法律若しくは政令の規定により従う義務を有する国若しくは神奈川県の実務機関の指示その他これに類する行為により、本人に開示をすることができないとされている情報
78	1	一 開示請求者(第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報				(2) 開示請求者(第15条第2項の規定により本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この項、次条第2項及び第15条の12第1項において同じ。)の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
78	1	二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。				(3) 開示請求者以外の個人を本人とする個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
78	1	イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報				ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
78	1	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報				イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
78	1	ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分				ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報(開示することにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがある部分を除く。)
78	1	三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。				(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報又は人の生活に支障を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。
78	1	イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの				ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報
78	1	ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの				イ 実施機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供された情報であつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
78	1	1号に規定あり				(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
78	1	四 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報				
78	1	五 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及				

		ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報			
78	1	六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの			(6) 本市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
78	1	七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの			(7) 本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
78	1	イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ			
78	1	ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ			
					ア 試験、選考、診断、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ又は公正な判断が行えなくなるおそれ
78	1	ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ			イ 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
78	1	ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ			ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
78	1	ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ			エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
78	1	ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ			オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
78	1	ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ			カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
78	2	地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。			
		(部分開示) 第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。			(部分開示) 第15条の4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
79	2	開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがな			2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当

		いと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。				当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
		(裁量的開示) 第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。				(裁量的開示) 第15条の5 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。
		(保有個人情報の存否に関する情報) 第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。				(保有個人情報の存否に関する情報) 第15条の6 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
		(開示請求に対する措置) 第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。				(開示請求に対する決定) 第15条の7 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。
82		2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。				2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
		(開示決定等の期限) 第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。			(開示決定等の期限) 第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	(開示決定等の期限) 第15条の8 開示決定及び前条第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第15条の2第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
83		2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	4		2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日から起算して60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
		(開示決定等の期限の特例) 第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。			(開示決定等の期限の特例) 第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から前条に規定する期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	(開示決定等の期限の特例) 第15条の9 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
84	1	一 この条の規定を適用する旨及びその理由	5	1	(1) この条の規定を適用する旨及びその理由	(1) この条の規定を適用する旨及びその理由
84	1	二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	5	1	(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
						(開示をしない決定に係る理由付記等) 第15条の10 実施機関は、第15条の7第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しないとき又は同条第2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条第1項又は第2項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該

				理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
				2 実施機関は、前項の場合において、同項の保有個人情報に係る決定の日から1年以内に、その全部又は一部を開示できることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。
(事案の移送) 第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。				(事案の移送) 第15条の11 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるときその他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
85 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。				2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
85 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定(以下この節において「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。				3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。				(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第15条の12 開示請求に係る保有個人情報に本市、国等及び開示請求者以外の者(以下この条、第22条の2第2項、第23条及び第24条の5第2項ただし書において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、実施機関が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
86 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。				2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
86 2 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。				(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第15条の3第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
86 2 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。				(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第15条の5の規定により開示しようとするとき。
86 3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かななければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第百五条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。				3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
(開示の実施) 第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれが				(開示の実施) 第15条の13 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個

	あると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。				人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
87	2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。				
87	3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。				
87	4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にならなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。				
					2 実施機関は、開示の実施(写しの交付を郵送により行う場合を除く。第5項において同じ。)について、開示請求者の意見を聴いた上で、日時及び場所(次項において「日時等」という。)を指定するものとする。
					3 前項の規定により開示をする日時等を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示の実施に応じない場合は、14日以上の期間において、実施機関が再度開示する日時等を指定し、当該開示の実施に応じよう催告するものとする。この場合において、開示請求者が正当な理由なく開示の実施に応じないときは、開示を実施したものとみなす。
					4 前項の規定は、保有個人情報の開示の実施について、開示請求者が写しの交付を郵送による方法で求める場合において、当該開示請求者が第17条に規定する費用を予納しないときに準用する。
					5 開示の実施を受けようとする開示請求者は、実施機関が定めるところにより、実施機関に対し、第15条の2第2項に規定する書類を提示し、又は提出しなければならない。
					(開示の実施の延長) 第15条の14 実施機関は、第15条の8第1項に規定する期間内に開示決定ができる場合において当該開示請求に係る保有個人情報が大量なときは、開示の実施の期日を延長することができる。
					(開示請求の特例) 第16条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報の開示請求は、第15条の2第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。
					2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第15条の7第1項の規定にかかわらず、開示決定をしないで、速やかに、第15条の13第1項に規定する方法により開示しなければならない。
	(手数料) 第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。		(開示請求に係る手数料) 第6条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。		(費用負担) 第17条 第15条の13第1項に規定する方法のうち写しの交付に係る作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。
	2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。				
	3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。 《以下省略》				
		6	2	前項の規定にかかわらず、法第87条第1項本文の規定による写しの交付に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。	
	(他の法令による開示の実施との調整) 第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、				(他の法令等との調整) 第18条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第15条の13第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、

		当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。				当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
88	2	他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。				2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第 15 条の 13 第 1 項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
						3 この条の規定は、保有特定個人情報に係る開示請求については適用しない。
		(訂正請求権) 第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。				(訂正請求権) 第 19 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第 21 条第 1 項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
90	1	一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報				(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
90	1	二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの				(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、前条第 1 項の他の法令等の規定により開示を受けたもの
90	2	代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。)をすることができる。				2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報の訂正を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。
						3 死者に係る保有個人情報は、次の各号のいずれかに該当する者に限り訂正請求をすることができる。
						(1) 第 15 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者
						(2) 前号に掲げる者のほか、実施機関が第 25 条第 1 項に規定する審議会の意見を聴いた上で訂正請求を認めた者
90	3	訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。				4 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。
		(訂正請求の手續) 第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「訂正請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。				(訂正請求の手續き) 第 19 条の 2 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)及び訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出してしなければならない。
91	1	一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所				(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所
91	1	二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項				(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
91	1	三 訂正請求の趣旨及び理由				(3) 訂正請求の趣旨及び理由
						(4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
91	2	前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。				2 第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正請求の手續きについて準用する。この場合において、同条第 2 項及び第 3 項前段中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と、同項中「開示請求書」とあるのは「訂正請求書」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と読み替えるものとする。
91	3	行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。				
		(保有個人情報の訂正義務) 第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。				(保有個人情報の訂正義務) 第 19 条の 3 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

				(訂正請求に対する措置) 第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。				(訂正請求に対する決定) 第 19 条の 4 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定(以下「訂正決定」という。)をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
93	2			行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。				2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しないときは、訂正しない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
				(訂正決定等の期限) 第九十四条 前条各項の決定(以下この節において「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。				(訂正決定等の期限) 第 7 条 訂正決定等は、訂正請求があった日から 15 日以内にしなければならない。ただし、法第 91 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
94	2		7	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。			7	2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
				(訂正決定等の期限の特例) 第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。				(訂正決定等の期限の特例) 第 8 条 市の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
95	1	一		この条の規定を適用する旨及びその理由	8	1		(1) この条の規定を適用する旨及びその理由
95	1	二		訂正決定等をする期限	8	1		(2) 訂正決定等をする期限
								(訂正をしない決定に係る理由付記) 第 19 条の 7 実施機関は、第 19 条の 4 第 1 項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正しないとき又は同条第 2 項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しないときは、訂正請求者に対し、同条第 1 項又は第 2 項に規定する書面にその理由を示さなければならない。
				(事案の移送) 第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の行政機関の長等において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。				(事案の移送) 第 19 条の 8 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が第 15 条の 11 第 3 項前段の規定による開示に係るものであるときその他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
96	2			前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしてしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。				2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしてしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
96	3			前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定(以下この項及び次条において「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。				3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。
				(保有個人情報の提供先への通知) 第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。				(保有個人情報の提供先への通知) 第 20 条 実施機関は、訂正決定(前条第 3 項に規定する訂正決定を含む。)に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番

				号法第 23 条第 1 項及び第 2 項(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
(利用停止請求権) 第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(以下この節において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。				第 3 節 利用停止 第 21 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
98 1 一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去				(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、第 6 条第 3 項の規定に違反して保有されているとき、第 9 条第 1 項並びに第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
98 1 二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止				(2) 第 9 条第 1 項、第 9 条の 2 第 3 項又は第 12 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
98 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。)をすることができる。				2 第 19 条第 2 項から第 4 項までの規定は、保有個人情報の利用停止請求について準用する。この場合において、同条第 2 項中「訂正の請求(以下「訂正請求」という。)」とあるのは「利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)」と、同条第 3 項及び第 4 項中「訂正請求」とあるのは「利用停止請求」と読み替えるものとする。
98 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。				
(利用停止請求の手続) 第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「利用停止請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。				(利用停止請求の手続) 第 21 条の 2 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。
99 1 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所				(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所
99 1 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項				(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
99 1 三 利用停止請求の趣旨及び理由				(3) 利用停止請求の趣旨及び理由
				(4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
99 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。				2 第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定は、利用停止請求の手続について準用する。この場合において、同条第 2 項及び第 3 項前段中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と、同条第 2 項中「前条第 2 項」とあるのは「前条第 2 項において準用する第 19 条第 2 項」と、「同条第 3 項」とあるのは「前条第 2 項において準用する第 19 条第 3 項」と、「同項各号」とあるのは「前条第 2 項において準用する第 19 条第 3 項各号」と、同条第 3 項中「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と読み替えるものとする。
99 3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この節において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。				
(保有個人情報の利用停止義務) 第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の				

		行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十七条第二項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。				
		(審査会への諮問) 第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。			(横須賀市情報公開・個人情報保護審査会への諮問) 第11条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）第19条第1項に規定する横須賀市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に行うものとする。	(審査会への諮問) 第22条の2 審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えて、第24条第1項に規定する審査会に諮問しなければならない。
105	1	一 審査請求が不適法であり、却下する場合			(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合	
105	1	二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）			(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）	
105	1	三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合			(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合	
105	1	四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合			(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合	
105	2	前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。			2 前項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し諮問をした旨を通知しなければならない。	
105	2	一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第七十七条第一項第二号において同じ。）			(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）	
105	2	二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）			(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）	
105	2	三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）			(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）	
		(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等) 第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。			3 諮問実施機関は、審査会から答申を受けたときは、これを尊重して速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。	
106	2	地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に				

係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九条第四項	前項に規定する場合において、審査庁	第四条又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一百七条第二項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）
	前項において読み替えて適用する第三十一条第一項	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十一条第一項
	前項において読み替えて適用する第三十四条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十四条
	前項において読み替えて適用する第三十六条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十六条
第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	審査庁
第十三条第一項及び第二項、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項	審理員	審査庁
第二十五条第七項	執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあったとき
第二十九条第一項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに

第二十九条第二項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては		
	提出を求める	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する		
第二十九条第五項	審理員は	審査庁は、第二項の規定により		
	提出があったとき	提出があったとき、又は弁明書を作成したとき		
第三十条第三項	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）		
	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）		
第三十一条第二項	審理関係人	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号において同じ。）		
第四十一条第三項	審理員が	審査庁が		
	<p> 終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする </p>	<p> 終結した旨を通知するものとする </p>		
第四十四条	行政不服審査会等	第八十一条第一項又は第二項の機関		
	<p> 受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当 </p>	<p> 受けたとき </p>		

				とあるのは「含まれている」と、第23条中「手続（第17条第1項に規定する 諮問に係るものに限る。）」とあるのは「手続」と読み替えるものとする。	
					2 審査会から前項の規定による求めを受けた諮問実施機関は、これを拒んでは ならない。
					3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、当該開示決定 等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の 内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を提出するよう 求めることができる。
					4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、 審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見 書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知り得ている事実を陳述させ ることその他必要な調査をすることができる。
					(口頭意見陳述) 第24条の3 審査請求人等から申出があったときは、審査会は、当該申出をした者 に対し、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がそ の必要がないと認めるときは、この限りでない。
					2 審査会は、前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。) を実施するときは、口頭意見陳述の期日及び場所を指定し、当該申出を行った 者に対し通知するものとする。
					3 口頭意見陳述において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補 佐人とともに出頭することができる。
					4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人等のする陳述が当該審査請求 に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限するこ とができる。
				情報公開条例の規定による	(委員による調査手続) 第24条の4 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第24 条の2第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規 定による調査をさせ、又は前条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を 聴かせることができる。
					(意見書等の提出) 第24条の5 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することがで きる。ただし、審査会が意見書又は資料の提出をすべき相当の期間を定めたとき は、その期間内にこれを提出しなければならない。
					2 審査会は、前項の規定により意見書又は資料が提出されたときは、審査請求 人等(当該意見書又は資料を提出した者を除く。)に当該意見書又は資料の写し (電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を印刷物に出力し たもの)を送付するものとする。ただし、第三者の利益を害すると認められる ときその他正当な理由があるときは、この限りでない。
					(調査審議手続の非公開) 第24条の6 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。
					(答申書の送付等) 第24条の7 審査会は、第22条の2第1項に規定する諮問に対する答申をしたと きは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内 容を公表するものとする。
					(委任) 第24条の8 前節及びこの節に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事 項は、規則で定める。

(地方公共団体に置く審議会等への諮問) 第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。	(横須賀市個人情報保護運営審議会) 第14条 次に掲げる事項を担当するため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。	第25条 次に掲げる事項を担当するため、本市に地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
		(1) 第6条第3項ただし書、第8条第1項第8号、同条第2項ただし書、第9条第1項第5号、同条第2項ただし書、第12条第2項、第15条第3項第4号及び第19条第3項第2号(第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による諮問に応じ、審議し、及び答申すること。
		(2) 第12条第3項及び第4項並びに第14条の2第2項に規定する報告その他実施機関が所管する個人情報の取扱いを伴う事務に関して報告を受けること。
	(1) 次に掲げる事項について諮問に応じ調査審議すること。	(3) 個人情報保護制度に関する重要事項について調査及び審議を行い、実施機関に対して意見を述べること。
	14 1 1 ア この条例の改正(軽易なものを除く。)又は廃止に関すること。	(4) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による実施機関からの意見の求めに対し、調査及び審議を行い、意見を述べること。
	14 1 1 イ 法第66条第1項の規定により講じる措置の基準に関すること。	
	14 1 1 ウ 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関すること。	
	14 1 1 エ 法又はこの条例の施行に係る重要事項に関すること。	
	14 1 (2) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による市の機関からの意見の求めに対し、調査審議し、意見を述べること。	
	14 1 (3) この条例の運用に関する報告を受け、必要に応じて意見を述べること。	
	14 2 審議会は、委員6人以内をもって組織する。	2 審議会は、委員8人以内をもって組織する。
	14 3 前項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。	3 前項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。
	14 4 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	4 第24条第3項の規定は、審議会の委員について準用する。
66条2項2号に規定あり		第6章 指定管理者等における個人情報の取扱い (指定管理者における個人情報の取扱い) 第26条 実施機関は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせるときは、当該公の施設を管理するに当たって取り扱う個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
		2 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
		3 第2章の規定(第7条、第9条第3項、第14条の2及び第14条の3を除く。)は、指定管理者が管理する公の施設の管理に関する業務に係る個人情報の取扱いについて準用する。
		4 指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的の範囲を超えて使用してはならない。
		(出資法人等の責務) 第26条の2 本市が出資等をする法人で規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)が個人情報を取り扱うときは、実施機関に準じた保護措置を講ずるよう努めなければならない。
		(助言) 第26条の3 指定管理者は、第26条に規定する個人情報の取扱いについて、実施機関に対し助言を求めることができる。

				2 出資法人等は、個人情報の取扱いに関する苦情の処理について、実施機関に対し助言を求めることができる。
(区域内の事業者等への支援) 第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。				(事業者に対する啓発) 第 27 条 市長は、事業者において個人情報の保護が図られるよう、意識啓発その他必要な施策の普及及び促進に努めるものとする。
				第 7 章 雑則 (適用除外) 第 28 条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
				(1) 統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 5 項に規定する統計調査(以下単に「統計調査」という。)に関して取得した次に掲げる個人情報
				ア 統計法第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査に係る調査票情報(同条第 11 項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)に含まれる個人情報
				イ 国から委託を受けて行う統計法第 2 条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
				ウ 神奈川県から委託を受けて行う統計法第 24 条第 1 項の規定により行う統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
				エ 統計法第 27 条第 2 項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに含まれる個人情報
				オ 統計調査を行う際に国から提供を受けた行政記録情報(統計法第 2 条第 10 項に規定する行政記録情報をいう。)に含まれる個人情報
				カ 統計調査を行う際に神奈川県から提供を受けた行政文書(神奈川県情報公開条例(平成 12 年神奈川県条例第 26 号)第 3 条第 1 項に規定する行政文書をいう。)に含まれる個人情報
				(2) 図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として収集し、整理し、及び保存している個人情報
				(事実の公表) 第 28 条の 2 受託者又は指定管理者が、保有個人情報の不適正な取扱いにより個人の秘密を漏えいしたときは、市長はその事実を公表することができる。
(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理) 第二百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。				(苦情の処理) 第 29 条 実施機関は、当該実施機関が処理する事務に係る個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
			(運用状況の公表) 第 15 条 市長は、毎年 1 回、市の機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめて公表するものとする。	(運用状況の公表) 第 30 条 市長は、毎年 1 回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめて公表するものとする。
(政令への委任) 第七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。			(その他の事項) 第 16 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。	(その他の事項) 第 31 条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。
第八章 罰則 第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。				第 8 章 罰則 (罰則) 第 32 条 実施機関の職員若しくは職員であった者、委託事務従事者若しくは委託事務従事者であった者又は指定管理者業務従事者若しくは指定管理者業務従事者であった者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。				第 33 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。				第 34 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 《中略》				第 35 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。
三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者				
				(両罰規定) 第 36 条 指定管理者若しくは受託者の代表者又は指定管理者若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者が、その管理の業務又は委託事務に関して第 32 条又は第 33 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その指定管理者又は受託者に対しても当該各条の罰金刑を科する。
				(区域外適用) 第 37 条 本章の規定は、本市の区域外にある者に対しても適用する。
【以後新設規定等】				
(基本理念) 第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。				
(地方公共団体の責務) 第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。				
(苦情の処理のあっせん等) 第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。				
第四節 国及び地方公共団体の協力 第十五条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。				
(利用目的の明示) 第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。				
一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。				
二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。				
三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。				
四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。				
(不適正な利用の禁止) 第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為				

を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。				
(漏えい等の報告等) 第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。				
2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。				
二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。				
(外国にある第三者への提供の制限) 第七十一条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。				
2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。				
3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。				
(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求) 第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。				
(仮名加工情報の取扱いに係る義務) 第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない				

2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。				
3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。				
4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。				
5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。				
第三節 個人情報ファイル （個人情報ファイルの保有等に関する事前通知） 第七十四条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。				
一 個人情報ファイルの名称				
二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称				
三 個人情報ファイルの利用目的				
四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）				
五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法				
六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨				
七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先				
八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨				
九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地				
十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨				
十一 その他政令で定める事項				
2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。				
一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル				

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル				
三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）				
四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル				
五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの				
六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル				
七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの				
八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの				
九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル				
十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル				
十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル				
3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。				
（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。				
2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。				
一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル				
二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの				
三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル				
3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。				
4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。				

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。				
(手数料) 第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。				
2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。 《以下略》				
第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等 (行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等) 第九十九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。)を作成することができる。				
2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。				
一 法令に基づく場合(この節の規定に従う場合を含む。)				
二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。				
3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。				
4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。				
(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載) 第一百条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第一百条各号」とする。				
一 第一百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨				
二 第一百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地				
(提案の募集) 第一百十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。)について、次条第一項の提案を募集するものとする。				
(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案) 第一百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。				
2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。				
一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名				
二 提案に係る個人情報ファイルの名称				
三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数				

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項							
五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容							
六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間							
七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置							
八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項							
3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。							
一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面							
二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面							
(欠格事由) 第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。							
一 未成年者							
二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの							
三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者							
四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者							
五 第百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者							
六 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの							
(提案の審査等) 第百十四条 行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。							
一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。							
二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。							
三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十六条第一項の基準に適合するものであること。							
四 第百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること							
五 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。							
六 第百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。							
七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。							

2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。							
一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨							
二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項							
3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。							
(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結) 第百十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。							
(行政機関等匿名加工情報の作成等) 第百十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。							
2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。							
(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載) 第百十七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「、第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。							
一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項							
二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地							
三 次条第一項の提案をすることができる期間							
(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等) 第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。							
2 第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条							

第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。						
(手数料) 第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。						
3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。	(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料) 第13条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。					
	13 1 (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに 3,950円					
	13 1 (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)					
4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。	13 2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。					
	13 2 (1) 次号に掲げる者以外の者 法115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額					
	13 2 (2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円					
(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除) 第百二十条 行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。						
一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。						
二 第百十三条各号(第百十八条第二項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。						
三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。						
(識別行為の禁止等) 第百二十一条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。						
2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百九条第四項に規定する削除情報及び第百十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。						
3 前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。						
(従事者の義務)						

<p>第百二十二条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p>							
<p>(匿名加工情報の取扱いに係る義務)</p> <p>第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。</p>							
<p>2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p>							
<p>3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>							
<p>4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>							
<p>第六節 雑則 (適用除外等)</p> <p>第百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。</p>							
<p>2 保有個人情報（行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節（第四款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。</p>							
<p>(適用の特例)</p> <p>第百二十五条 第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第一節、第六十六条第二項（第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第百二十七条を除く。）の規定、第百七十六条及び第百八十条の規定（これらの規定のうち第六十六条第二項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第百八十一条の規定は、適用しない。</p>							
<p>2 第五十八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、</p>							

前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで（第一百七十六条、第一百八十条及び第一百八十一条を除く。）の規定を適用する。							
3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。							
（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第二百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第一百十二条第一項若しくは第一百八条第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。							
（地方公共団体に置く審議会等への諮問） 第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。							
第二節 監督及び監視 第三款 行政機関等の監視 （資料の提出の要求及び実地調査） 第二百五十六条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。							
（指導及び助言） 第二百五十七条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。							
（勧告） 第二百五十八条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。							
（勧告に基づいてとった措置についての報告の要求） 第二百五十九条 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。							
（委員会の権限の行使の制限） 第一百六十条 第一百四十九条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。							

<p>第四節 雑則</p> <p>(施行の状況の公表)</p> <p>第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。</p>									
<p>2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p>									
<p>(地方公共団体による必要な情報の提供等の求め)</p> <p>第百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。</p>									
<p>2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。</p>									
<p>(条例を定めたときの届出)</p> <p>第百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。</p>									
<p>2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p>									
<p>3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。</p>									
<p>(地方公共団体が処理する事務)</p> <p>第百七十条 この法律に規定する委員会の権限及び第百五十条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。</p>									
<p>第七章 雑則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第百七十一条 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報をを用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。</p>									